## 【商品概要説明書】

## 東京都職員信用組合

## 総合口座

(2015年10月1日現在)

1. 商品名	総合口座		
2. 対象預金科目	普通預金、定期預金		
3. ご利用いただける方	個人のお客様(お一人一口座)		
4. 期間			
5. お預入方法			
(1) お預入方法			
(2) お預入金額			
(3)お預入単位			
6. 払い戻し方法	各お取引につきましては各預金の商品概要		
	説明書をご参照ください。		
6. 利 息			
(1)適用金利			
(2)利払い方法			
(3)計算方法			
7. 税 金			
8. 手 数 料	_		
9. 付加できる特約事項	総合口座当座貸越		
	普通預金の残高を超えて払い戻しの請求または		
	各種料金等の口座振替の請求があった場合、総		
	合口座定期預金(スーパー定期、大口定期預		
	金、期日指定定期預金)があれば、不足額を自		
	動的に融資(当座貸越)いたします。総合口座		
	普通預金に入金があると、自動的に返済となり		
	ます。		
	【貸越極度額】		
	担保定期預金の合計額の 90%、または 999 万円の		
	うちいずれか少ない金額(ただし 1,000 円未満は切		
	捨てます)		

	1		
	【貸越利率】		
	担保定期預金の利率(期日指定定期預金の場合は		
	「2年以上」の適用利率)に年 0.5%を加えた利率		
	<利率の異なる複数口の担保定期預金がある場合の取扱い>		
	利率が低い定期預金から順に融資(当座貸越)した		
	ものとして適用		
10. 期日前解約時のお取	各預金の規定にしたがいます。		
扱い			
11. 金利情報の入手方法	店頭又は、当組合ホームページにてご確認ください。		
12. 重要事項	この預金は預金保険の対象として、同保険の範囲		
	内で保護されます。		
13. 苦情処理措置・紛争	苦情処理措置		
解決措置	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い		
	合わせは、下記の窓口をご利用ください。		
	【窓口:東京都職員信用組合預金課】		
	0 3 - 3 3 4 9 - 1 4 0 3		
	受付日 月曜日~金曜日		
	受付時間 午前9時~午後5時		
	文门时间   田豆叶 -   阪豆叶		
	東京弁護士会 紛争解決センター		
	(電話:03-3581-0031)		
	,		
	第一東京弁護士会 仲裁センター		
	(電話:03-3595-8588)		
	第二東京弁護士会 仲裁センター		
	(電話:03-3581-2249)		
	で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用なる望されています。		
	用を希望されるお客さまは、上記東京都職員信		
	用組合預金課または下記窓口までお申し出くだ		
	さい。また、お客様から各弁護士会仲裁センタ		
	一等へ直接申し出ることも可能です。		
	【窓口:(社)全国信用組合中央協会 しんくみ		
	苦情等相談所】		
	受付日 :月曜日~金曜日 (土・日曜日、祝		
	日および協会の休業日は除く)		
	受付時間:午前9時~午後5時		

電 話	: 03-3567-2456
住 所	$: \overline{7} 1 0 4 - 0 0 3 1$
	東京都中央区京橋1-9-1
	(全国信用組合会館内)